

公衆無線LAN環境整備事業に関する質疑回答

| 質問 番号 | 質問内容 | 回 答 |
|----------|---|--|
| 1 | プレゼンテーションへの参加者数の上限があるか。また、プロジェクトマネージャーの参加は必須か | 会場の都合上、上限を5名までとします。また、プロジェクトマネージャーの参加を必須とはいたしません。 |
| 2 | プレゼンテーションの参加について、リモートでの参加は可能か。 | 不可とします。 |
| 3 | 仕様書の「5 公衆無線LAN環境の構築に関する各種要件」に記載のおまち多目的広場へのAP等の設置に関して、広場に設置された既設のコンセント盤があり、そこに公衆無線LAN機器を制御・管理するためのブレーカーを設置するという認識でよろしいか。 | <p>当該質問内容について、仕様書の「5(1)②」を以下のとおりお読み替えてください。また、詳細については別紙③「おまち多目的広場 引込柱」をご参照ください。</p> <p>(新)</p> <p>おまち多目的広場については、別紙2「おまち多目的広場におけるAPの設置箇所」に記載のとおり、おまち多目的広場南西の引込柱に設置を行うこととし、収納箱の設置、<u>引込盤</u>へのブレーカー設置及び各種配線を受託者の業務とする。</p> <p>(旧)</p> <p>おまち多目的広場については、別紙2「おまち多目的広場におけるAPの設置箇所」に記載のとおり、おまち多目的広場南西の引込柱に設置を行うこととし、収納箱の設置、<u>コンセント盤</u>へのブレーカー設置及び各種配線を受託者の業務とする。</p> |
| 4 | 別紙①整備対象エリアについて「⑤東洋電化中央公園」の公衆無線LAN電波のカバー対象エリアについて、公園西側の遊具があるエリアは対象エリアであり、南側のステージはカバー対象外のように見えますが、整備対象エリアについて確認したい。 | お見込みのとおり、西側遊具エリアは電波のカバー範囲とし、南側のステージは範囲外と想定しております。他方、ステージ及び公園東側等にAP等を設置し、カバー範囲を広げる提案を妨げるものではありません。 |